

トヨタモビリティ東京株式会社との包括連携協定の締結について

1. 主旨

区は、公共サービスの更なる充実を目的に、「世田谷区官民連携指針」(平成29年3月)を策定し、民間企業等との連携を進めている。

その中で、トヨタモビリティ東京株式会社(以下、トヨタモビリティ東京)とは、平成30年度から対話を継続して行い、複数の連携を実施してきた。今後も、区とトヨタモビリティ東京との関係を強化して多分野における様々な連携を進め、より良い公共サービスの実現を図るため、包括連携協定を締結する。

2. 包括連携協定の目的

区が抱える様々な課題の解決や公共サービスの向上に向け、トヨタモビリティ東京がモビリティに関するサービスを通じて培った専門知識や、店舗やグループのネットワークという強みを活かし、これまで以上に多岐にわたり連携を強化していくことを目的とする。

3. 包括連携協定締結に期待する効果

(1) 幅広い分野での新たな発想による公共サービスの創造

モビリティに関するサービスを通じて培った専門知識や、多くのグループ会社の存在等、トヨタモビリティ東京が持つ知見を活かした連携を継続的に検討することにより、幅広い分野で新たな発想による公共サービスを創造する可能性を得る。

(2) 継続的な関係性の構築

継続的な区との関係性を構築し、地域に貢献する取組みを実施する。

(3) 区には無いネットワークの活用

区には無い幅広いネットワークや区内店舗の活用により、今までにない効果的な区政PRや周知を図ることができ、かつ、情報や知見を得ることができる。

4. 協定相手の詳細

トヨタモビリティ東京株式会社(代表取締役社長:片山 守)

本社所在地:東京都港区芝浦4-8-3

設立:平成12年8月10日(平成31年4月1日社名変更)

資本金:181億円

店舗数:229(16)店舗(令和2年10月1日現在)

括弧内は区内店舗数

5. トヨタモビリティ東京の特長

(1) 地域社会貢献活動への取組みの推進

コミュニティの成長と豊かな社会作りを目指し、従来の『チャンネル』から『地域軸』主体へと体制・働き方を見直すため、平成31年には関連会社を融合し、トヨタモビリティ東京を新設する等、より地域密着、地方自治体との取組みをトヨタグループあげて推進していく体制を整えている。

(2) トヨタモビリティ東京の多様なネットワーク

区内に16店舗を設けて、日常から様々な区民と接しており、また、グループ企業など関連企業などの区には無いネットワークを活かし、区政情報のPR等に機動力を発揮できる。

(3) TOP (The Olympic Partner) パートナー

関連企業のトヨタ自動車株式会社は、東京2020大会含むTOPパートナーであり、大会に向けた気運醸成の取組みを進めている。

6. 包括連携協定の対象分野

(1) 区民の移動に関する事

(2) 防災及び危機管理に関する事

(3) スポーツ推進に関する事

(4) 産業に関する事

(5) 健康・福祉に関する事

(6) 前各号に掲げるもののほか、地域活性化及び区民サービスの向上に関する事

7. 協定書(案)

別紙のとおり

8. 主な取組内容

(1) 区民の移動に関する事

公共交通不便地域対策 **新規**【道路・交通計画部】

総合生活支援サービスの一環としての移動支援サービス(オンデマンド交通等)について、実証実験を検討し、取組みの有効性等を確認する。

シェアサイクルの実証実験に関する事 **新規**【土木部】

区とオープンストリート株式会社で行っているシェアサイクルの実証実験に関して、シェアサイクルポートを店舗に設置するなどの協力を実施する。

(2) 防災及び危機管理に関する事

帰宅困難者対策 **新規**【世田谷・玉川・砧総合支所】

災害時における帰宅困難者の受入れの協力に関する協定について、締結に向けて検討を進めている。一部店舗を帰宅困難者の一時滞在施設として提供し、店舗にて保管する飲料水、食料等の備蓄物資を施設に従事する通常在館者分のほか、受け入れた帰宅困難者に対して提供する。

(3) スポーツ推進に関すること

東京 2020 大会に関すること **継続・新規** 【スポーツ推進部】

二子玉川で実施した東京 2020 オリンピック・パラリンピック 1 年前イベント in SETAGAYA ~ 夏まつり 2019 ~ において、社員延べ 21 名を派遣し、ブース出展 (交通安全啓発 " マチホタル ")、所属アスリート派遣 (元ソフトボール日本代表 山根佐由里さんのトークショー)、車両展示 (" お絵かきカー " による気運醸成)、デジタルサイネージによるイベント PR (MIRAI から供給される電気を活用した) に協力 (令和元年 7 月 27 日・28 日)。

その他、東京 2020 大会 1 年前サブイベント「うままちプラス」にて、社員 3 名が「馬」や「オリパラ」をテーマに描く「お絵かきカー」ブースを運営 (8 月 24 日・25 日)。

今後は、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、協力・連携を検討していく。

スポーツ推進に関すること **継続** 【スポーツ推進部】

第 13 回・第 14 回世田谷 246 ハーフマラソンにおいて、公道を走るランナーの先導車と審判車を運転手付で提供協力。

今後も継続的に先導車等の提供協力を実施する。

(4) 産業に関すること

区内産業の活性化 **継続** 【経済産業部・障害福祉部】

区内店舗での新型車発表会時に「せたがやそだち」の野菜や障害者施設の自主生産品「はっぴいハンドメイド」の製品を買い取り、顧客へのノベルティとして提供。

今後も、店舗イベント等を機会に、区内製品の取扱いを検討する。

(5) 健康・福祉に関すること

多目的トイレのある店舗一覧掲載 **新規** 【都市整備政策部】

区ホームページで公開している公共的施設トイレ一覧に、多目的トイレのある区内店舗掲載する。

(6) 前各号に掲げるもののほか、地域活性化及び区民サービスの向上に関すること

区職員向け官民連携セミナーの開催 **新規** 【政策経営部】

政策経営部が区職員向けに行っている「官民連携セミナー」に関して、社員を講師として招き、民間企業の視点で官民連携に関する講義を検討する。

地域ワークショップ **継続・新規** 【政策経営部】

世田谷桜丘店にて、トヨタモビリティ東京が主体となり、地域課題解決に店舗が何ができるかを区民とともに考えるワークショップを開催した (令和元年 12 月 21 日)。今後も、様々なセクターが参加する場の創出を目指していく。

9 . 今後のスケジュール (予定)

令和 2 年 1 1 月 1 8 日 協定締結式、協定締結

世田谷区における包括連携に関する協定書（案）

世田谷区（以下「甲」という。）とトヨタモビリティ東京株式会社（以下「乙」という。）は、共に地域社会を担う一員として、世田谷区の区域において、地域の課題の解決に向けて連携することとし、これに必要な基本的事項を約定するため、次のとおり世田谷区における包括連携に関する協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、乙が有する専門知識やネットワーク等を活用し、甲及び乙が連携することにより、世田谷区における地域の課題の解決を図ることを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条に定める目的を達成するため、次に掲げる事項について連携して取り組むものとする。

- （1）区民の移動に関すること。
- （2）防災及び危機管理に関すること。
- （3）スポーツ推進に関すること。
- （4）産業に関すること。
- （5）健康・福祉に関すること。
- （6）前各号に掲げるもののほか、地域活性化及び区民サービスの向上に関すること。

（連携事業の実施）

第3条 甲及び乙は、連携して前条に掲げる事項に係る事業を実施する場合、甲及び乙が協議の上、責任を明確にし、当該事業の実施を決定することとする。また、当該事業の実施にあたり、必要に応じて、別途、覚書等を締結するものとする。

（秘密保持）

第4条 甲及び乙は、本協定による連携事業により新たに取得した情報及び知的財産等（以下「情報等」という。）のうち、秘密である旨指定された情報等について、法令及び甲が定める条例に基づき開示が必要となる場合、裁判所、監督官庁その他の公的機関若しくは自主規制機関に対し開示が必要となる場合等を除き、原則として相手方の事前の書面による同意がない限り、第三者に開示し、又は第1条の目的以外に使用してはならない。

（協定の期間）

第5条 本協定の期間（以下「協定期間」という。）は、締結した日から令和3年3月31日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、協定期間の終了する日の6ヶ月前までに、甲及び乙のいずれからも、協定を継続しない旨の申し出がない場合は、協定期間を更に1年間延長するものとし、以後についても同様とする。

（協定の解除）

第6条 甲及び乙は、甲及び乙のいずれかに第1条に規定する目的が達成できない事情が生じた場合、本協定を解約することができる。

（協議）

第7条 本協定に定めがない事項が生じた場合、又は本協定の解釈に疑義が生じた場合は、甲及び乙が、その都度協議し処理するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、それぞれ1通を保有するものとする。

令和2年 月 日

甲 東京都世田谷区世田谷四丁目2番27号
世田谷区

世田谷区長 保坂 展人

乙 東京都港区芝浦四丁目8番3号
トヨタモビリティ東京株式会社

代表取締役社長 片山 守